

資源管理手法検討部会で 整理された意見や論点と対応の方向

令和7年7月29日(火)

第1回資源管理方針に関する検討会
～トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群～

水産庁

1. 資源管理手法検討部会について

2. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点

3. 意見や論点に関する対応の方向

(1) 漁獲等報告の収集について

(2) 資源評価について

(3) 資源管理について

(4) ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について

4. 現地説明会で出た意見について

1. 資源管理手法検討部会について

- TAC管理対象候補資源について、漁業法に基づく資源管理措置の円滑な実施に関し調査審議することを目的として、水産政策審議会資源管理分科会に設置されたもの。
- トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群は、令和5年7月に開催された第16回検討部会において、資源評価結果や水産庁が検討している内容について報告し、資源の特性及びその採捕の実態や漁業現場などの意見を踏まえて論点や意見が整理された。
- 部会での整理を踏まえ、ステークホルダー会合を開催する。

2. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点(1/2)

(1) 漁獲等報告の収集について

- ① デジタル化の進展等により、現場に過度な負担がかからないような漁獲報告体制の構築が必要。
- ② 漁協、市場出荷については把握が可能だが、市場外流通や遊漁の数量を把握する方法を検討すべき。

(2) 資源評価について

- ① 資源評価に用いたデータと、資源評価プロセスについて、わかりやすく丁寧に説明すべき。
- ② 経済的価値を踏まえた暫定的な管理目標を設定した場合の将来予測シナリオも示すべき。
- ③ 海洋環境の変化に伴う漁場形成の変化を考慮すべき。
- ④ 従来の分布域外の地域（関東及び東北）での漁獲の急増について、漁獲状況を把握し、系群構造の変化等の解明が必要。

(3) 資源管理について

- ① 漁業者間で不公平とならないように平等な資源管理体制を構築する必要がある。
- ② 遊漁を含めた資源管理体制について検討すべき。
- ③ 漁業経営だけでなく加工・流通業等周辺産業にも考慮した柔軟な管理方法、漁獲シナリオを検討してほしい。
- ④ 混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示してほしい。
- ⑤ 漁獲努力量による管理や栽培漁業を含めた包括的な管理体制を検討すべき。
- ⑥ 仮に環境変化等の要因により厳しい漁獲規制が一定期間継続した場合に、周辺産業を含め、経営を継続できるような支援制度を整備すべき。

2. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点(2/2)

(4)ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について

- ① ステークホルダー会合での説明や資料は漁業関係者に理解が得られるようにわかりやすくして欲しい。
- ② 資源評価の精度、データセット、外国との交流、種苗放流の効果、遊漁への考慮等について説明して欲しい。
- ③ 水産庁補助事業で設定したK P Iについて、漁獲量が削減された場合の取扱を説明して欲しい。
- ④ TAC導入についてはスケジュールありきではなく、漁業者が納得できるよう複数回開催の上で慎重に進めるべき。

3. 意見や論点に関する対応の方向

(1) 漁獲等報告の収集について

- ① デジタル化の進展等により、現場に過度な負担がかからないような漁獲報告体制の構築が必要。
- ② 漁協、市場出荷については把握が可能だが、市場外流通や遊漁の数量を把握する方法を検討すべき。

- 
- TAC導入後は、漁業法に基づき報告義務がかかるため、本系群における市場外流通を含む全てのトラフグの水揚げについて報告が求められることとなります。
 - TAC報告体制及び情報収集体制の整備は、ステップ1において、関係府県と協力しながら進めます。
 - また、こうした体制の整備に当たっては、デジタル技術を活用したTAC報告の労力を軽減する取組も進めていきます(参考1参照)。
 - なお、現在、資源評価で利用している海面漁業生産統計は、水揚機関調査、漁業経営体調査及び一括調査等を組み合わせて重複が無いように合算して作成しています(参考2参照)。自由漁業による漁獲や市場外出荷等についても、これら調査方法によりカバーされています。

(次ページに続く)

3. 意見や論点に関する対応の方向

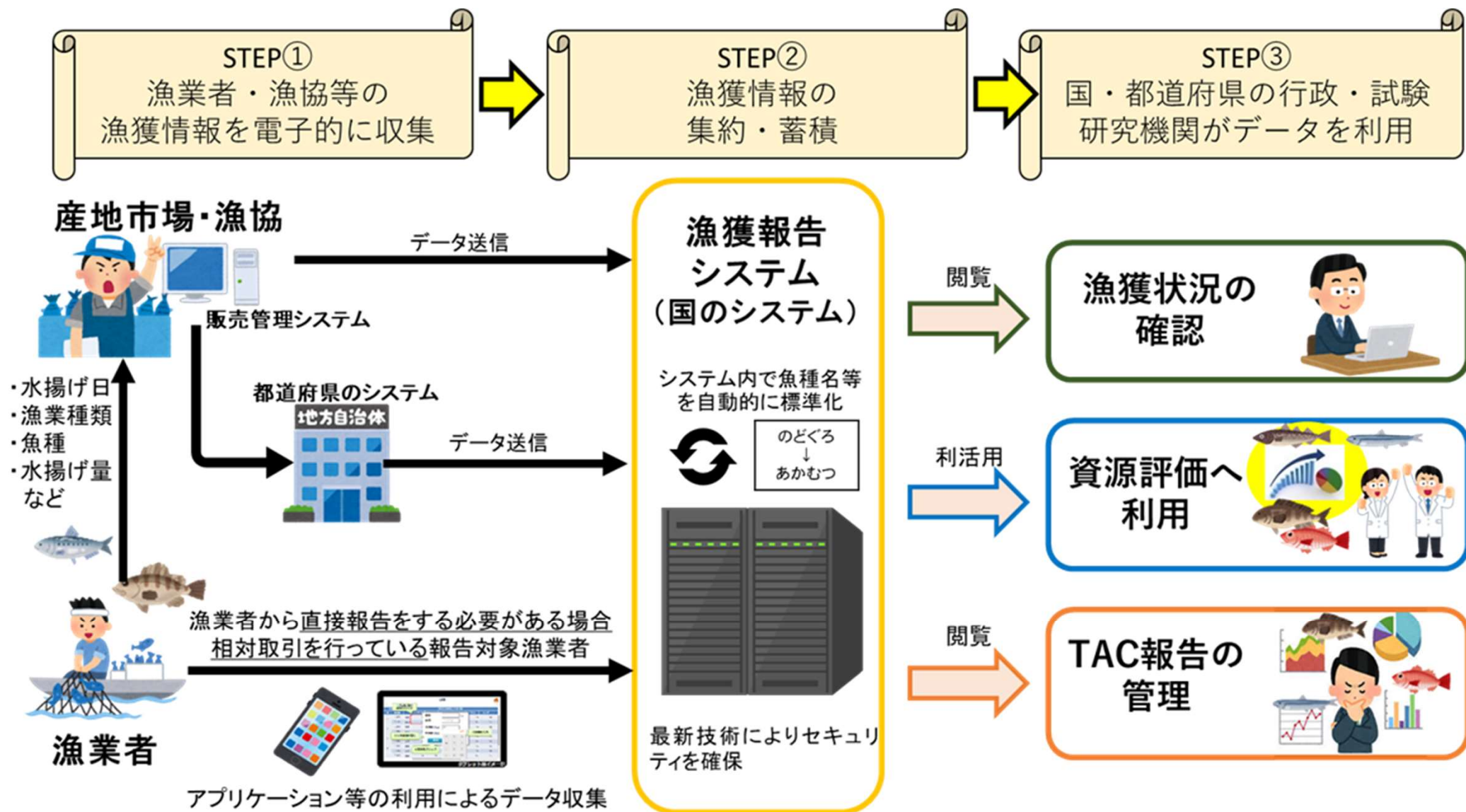
(1) 漁獲等報告の収集について

- 遊漁による採捕については、令和3年度に報告システムを構築し(参考3参照)、関係団体、都道府県庁等を通じて協力を依頼しています。

(遊漁採捕量報告 : <https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)

- なお、令和6年4月に施行された改正遊漁船業法の下、地域の水産業との調和のとれた遊漁船業の振興に向けて、都道府県知事が地域の遊漁船業者、遊漁船業団体、漁業者等を構成員とした協議会を組織できる制度が創設されました。この取組を活用して遊漁の資源管理に対する協力体制やルール作りに関する事項等の協議を行うことができます。(参考4参照)

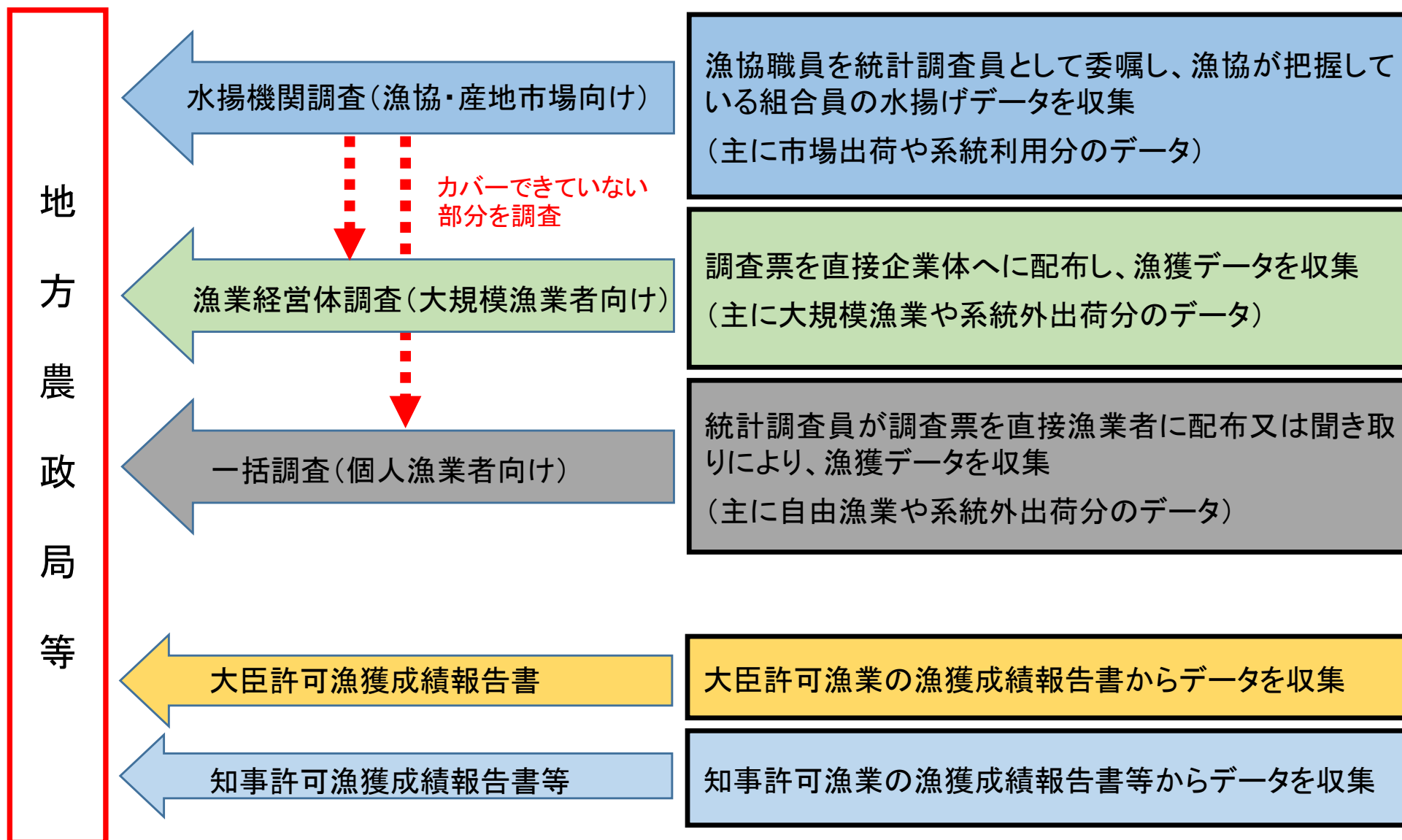
(参考1) 電子的な情報収集体制構築の取組



※令和4年度末500市場以上

(参考2)統計調査における情報収集の流れについて

- 海面漁業生産統計調査は下記の手法により、各都道府県の事情に合わせてデータ収集を行っている。
- 下記手法を組み合わせ、重複が無いように合算して暦年漁獲統計を作成(組み合わせの程度(カバーの度合い)は都道府県により大きく異なる)



(参考3) 遊漁採捕量報告について

遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

遊漁採捕量報告のお願い

皆様の協力が水産資源の資源評価・資源管理に役立ちます

遊漁の採捕量情報により

- ・資源評価の精度があがり、より正確に資源状態が把握できるようになります



遊漁者が資源管理に参加することにより

- ・漁業と一体となった資源管理を行うことにより、水産資源を持続的に利用することができます

報告は、LINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます
(LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能)



LINE公式アカウント



LINEを使用しない報告先



クロマグロについては資源管理のため広域漁業調整委員会指示により、

- ・小型魚（30キロ未満）→ 採捕禁止
- ・大型魚（30キロ以上）→ 報告必要（キープは1人1日1尾まで）
(※採捕量が増えた場合は、大型魚も採捕が禁止になります。
採捕にあたっては常に最新の情報を確認してください。)



水産庁のWebサイト



水産庁

【お問合せ先】

水産庁管理調整課沿岸・遊漁室

TEL : 03-3502-8111 (内線6705)



報告フォーム

遊漁内容について

採捕した日 必須

2023/05/08

旧暦: 3月19日

魚種 必須

魚種その他 自由記載

魚種分類表

釣り形態 必須

釣り形態その他 自由記載

釣行時間 必須

陸揚都道府県 必須

ホーム

報告フォーム

釣り記録

ユーザー情報

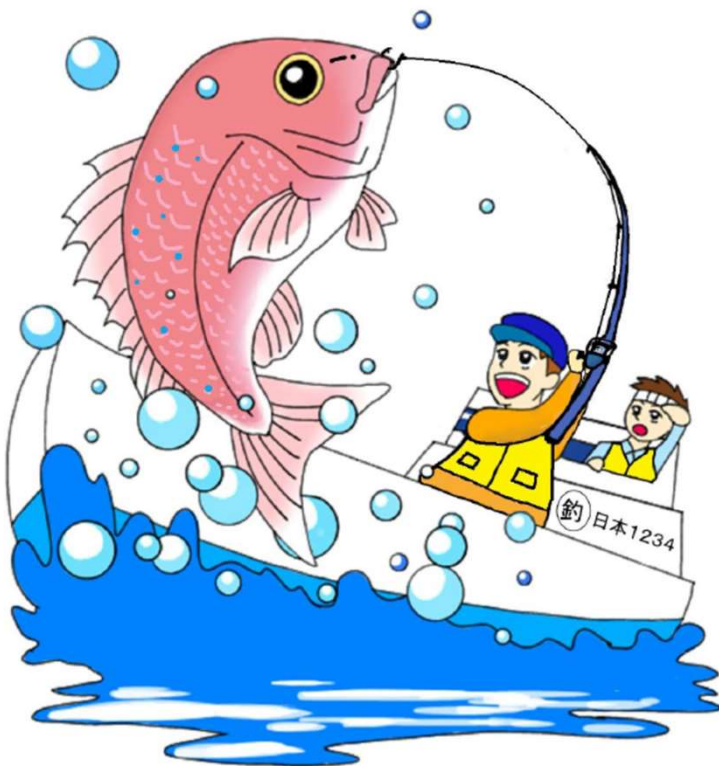


(参考4)改正遊漁船業法について

改正遊漁船業法についての 事業者向けパンフレット

改正遊漁船業法について

～より安全・安心な遊漁船業を目指して～



5. 遊漁船業に関する協議会制度について

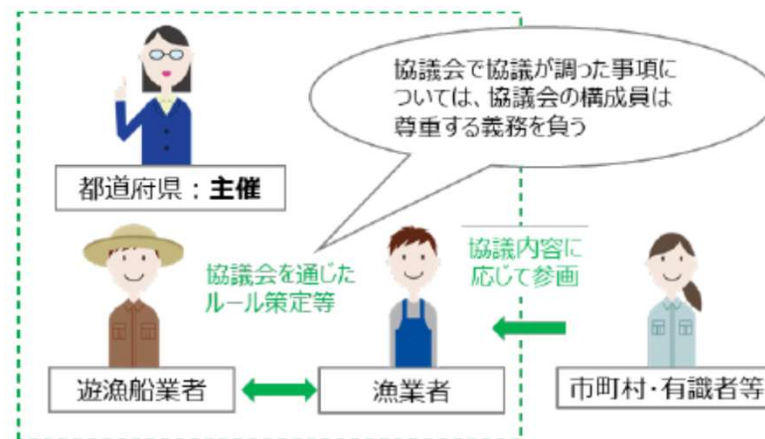
地域の水産業との調和のとれた遊漁船業の振興に向けて、都道府県知事が地域の遊漁船業者、遊漁船業団体、漁業者等を構成員とした協議会を組織できる制度が創設されました。

この取組を活用して、例えば以下のような事項の協議を行うことができます。

- ・事故発生時の救助体制等の地域セーフティネットの構築
- ・地域における出航の可否判断の統一基準
- ・地域の漁業者や遊漁船業者間での操業や漁場利用に関するルール策定や、トラブルの解決
- ・遊漁の資源管理に対する協力体制やルールづくり

利用者の安全確保や漁場の安定的な利用の取組について、地域の関係者と話し合うことは、遊漁船業の営業において非常に重要です。遊漁船業者も地域の一員として、協議会に積極的に参画し、関係者との協力を深めて下さい。

また、法律により、都道府県知事から協議会を行う通知を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じなければなりません。また、協議会で協議が調った事項は、構成員は結果を尊重しなければならないこととされています。



登録に
関する
問合せ先

遊漁船業の登録事務を行う都道府県の水産関係部局にお問い合わせください。
各都道府県の連絡先はこちら。



法令に
関する
問合せ先

水産庁資源管理部管理調整課遊漁調整班
電話：03-3502-7768
改正遊漁船業法の情報はこちら。



3. 意見や論点に関する対応の方向

(2) 資源評価について

① 資源評価に用いたデータと、資源評価プロセスについて、わかりやすく丁寧に説明すべき。



- 今回の資源評価に関する説明においては、まずは分かりやすさに重点を置いた説明を行いました。
- そのため、分かりづらいところなどがありましたら、より丁寧な説明に努めますので、ご指摘をよろしくお願いします。

② 経済的価値を踏まえた暫定的な管理目標を設定した場合の将来予測シナリオも示すべき。



- 経済的価値については様々な基準(解釈)が存在するため、具体的にどのような試算を行えばよいのかを明示いただければ、試算の可否について検討させていただきます。

3. 意見や論点に関する対応の方向

(2) 資源評価について

③ 海洋環境の変化に伴う漁場形成の変化を考慮すべき。

- 
- 漁場形成の変化については、本系群の分布域（本州日本海、瀬戸内海、東シナ海）内における変化であれば、基本的に資源量などの資源評価結果に反映（考慮）されています。
 - 一方、分布域外（東北太平洋岸や伊勢・三河湾など）への移動については、標識放流調査や遺伝子に関する研究などの結果から、分布域内における移動よりも、かなり制限されていると考えられます。
 - そのため、現在の本系群の資源評価については、基本的に、海洋環境の変化などに伴う漁場形成の変化を考慮した資源評価（現在の海洋環境の下での漁場形成を反映した資源評価）となっています。

（次ページに続く）

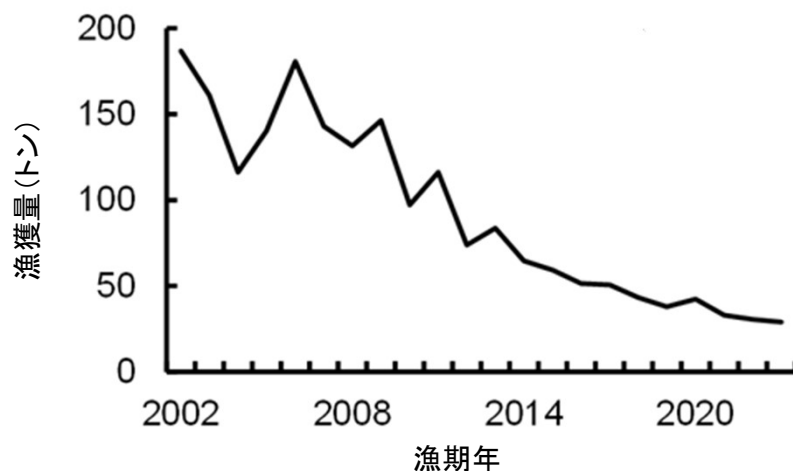
3. 意見や論点に関する対応の方向

(2) 資源評価について

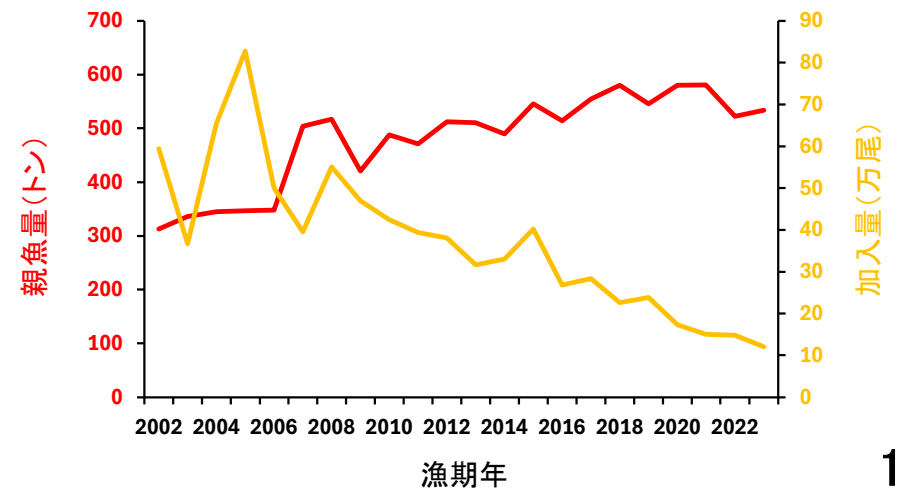


- 一方、分布域内の漁場形成の変化としては、例えば、産卵期の瀬戸内海においては、漁獲量の減少が続いていることから、漁場が形成されにくくなっている（産卵のために瀬戸内海に戻ってくる親魚が減少している）と考えられます。
- この要因については明らかになっていませんが、1つの可能性としては、高水温が影響している可能性が示唆されています。
- つまり、冬季における関門海峡付近の水温が高くなりすぎることにより、日本海や東シナ海から、関門海峡を通過して産卵のために瀬戸内海へ戻る親魚が減少している可能性が示唆されています。
- なお、このように産卵のために瀬戸内海へ戻る親魚が減少していることが、本系群の特徴の一つである、親魚量はそれほど減っていないのに対し、加入量は大きく減少している一因となっている可能性も示唆されています。
- つまり、例えば親魚がいても、産卵しない親魚が増えることによって、産み出される子供の数が減っている可能性が示唆されています。

＜瀬戸内海における漁獲量の推移＞



＜親魚量と加入量の推移＞



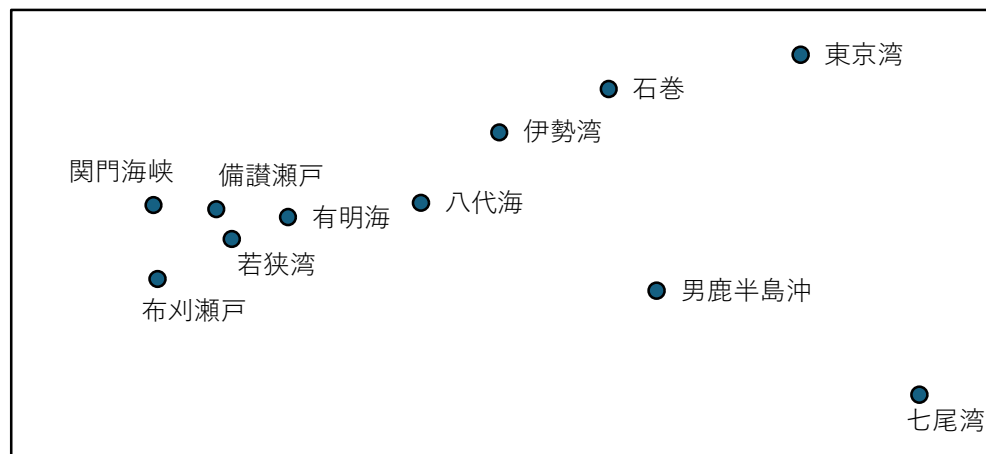
3. 意見や論点に関する対応の方向

(2) 資源評価について

④従来の分布域外の地域（関東及び東北）での漁獲の急増について、漁獲状況を把握し、系群構造の変化等の解明が必要。

- 神奈川県から青森県にかけてのトラフグについては、昨年度、「トラフグ太平洋中・北部」として資源評価を開始しました。
- そのため、今後も本資源に関する資源評価を継続することにより、漁獲情報や生物情報（体長、体重、年齢など）の蓄積に努めてまいります。
- なお、トラフグ太平洋中・北部の2022年漁期の漁獲量は126トンでした。
- また、トラフグ太平洋中・北部とトラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群間の交流（移動）については、標識放流調査や遺伝子に関する研究などの結果から、かなり制限されていると考えられます。

<遺伝解析の結果の一例>



- 距離の離れた海域ほど、遺伝的な交流が制限されている
- 東京湾と七尾湾は、他の海域と有意な差あり

3. 意見や論点に関する対応の方向

(3) 資源管理について

①漁業者間で不公平とならないように平等な資源管理体制を構築する必要がある。



- TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に本格運用を進めていく「ステップアップ管理」を導入することを考えています。
- 特定のグループがTAC管理に関して不均衡な負担を課されることのないよう、ステップアップ管理の中で検討してまいります。

3. 意見や論点に関する対応の方向

(3) 資源管理について

②遊漁を含めた資源管理体制について検討すべき。

- 
- 資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わらないことから、資源管理の高度化に関しては、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指していくこととしています。
 - 遊漁による採捕の影響を把握することはその第一歩です。遊漁による採捕については、令和3年度に報告システムを構築し、関係団体、都道府県庁等を通じて協力を依頼しています。
 - 加えて、遊漁船を利用した遊漁による採捕数量の推定手法を構築したところであり、当該手法を用いて府県において、登録されている遊漁船業者に対してヒアリングするなどしてその数量を算出していくことは今後の資源評価上も有効です。

(次ページに続く)

3. 意見や論点に関する対応の方向

(3) 資源管理について



- 令和6年4月に施行された改正遊漁船業法の下、地域の水産業との調和のとれた遊漁船業の振興に向けて、都道府県知事が地域の遊漁船業者、遊漁船業団体、漁業者等を構成員とした協議会を組織できる制度が創設されました。この取組を活用して遊漁の資源管理に対する協力体制やルール作りに関する事項等の協議を行うことができます。
- 遊漁船業を営む方のうち漁協の組合員は約70%を占めており、本日お集りの皆様方の漁協にも遊漁船部会があるなど遊漁船業者の方が身近にいると思います。遊漁船業者に対しては、国としても都道府県や漁協系統団体と連携して理解と協力が得られるよう取り組んでまいりますが、皆様方におかれても、遊漁船業者の方々と資源管理の必要性や遊漁採捕量把握の重要性などについて意見交換・情報共有していただきますようお願いいたします。

3. 意見や論点に関する対応の方向

(3) 資源管理について

③漁業経営だけでなく加工・流通業等周辺産業にも考慮した柔軟な管理方法、漁獲シナリオを検討してほしい。



- 他資源では、ステークホルダー会合において資源を維持しつつ安定供給を実現する漁獲シナリオを検討することとなっています。
- この資源についても同様の提案があれば検討してまいります。

④混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示してほしい。



- 他資源においては、留保枠の設定や管理区分間での融通など、年による漁場や来遊時期の変動を踏まえ、操業停止とならないような管理の工夫を取り入れてきました。
- このような工夫の適用を基本に、ステークホルダー会合の議論に応じてまいります。

3. 意見や論点に関する対応の方向

(3) 資源管理について

⑤漁獲努力量による管理や栽培漁業を含めた包括的な管理体制を検討すべき。

- 
- 漁業法は、漁獲可能量による管理を基本としつつ、稚魚の成育その他の水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、漁業時期又は漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものと定めています。
 - 栽培関係については、三位一体の改革により平成18年度に都道府県へ税源移譲され、以降栽培漁業は都道府県が主体的に行うこととされています。種苗放流数の拡大も含めた継続にあたっては、放流効果の試算とともに、経済合理性の観点からの検討が必要となります。加えて、親魚の獲り控え等により加入量を増やすことで本資源の回復に取り組むことも重要です。

3. 意見や論点に関する対応の方向

(3) 資源管理について

⑥仮に環境変化等の要因により厳しい漁獲規制が一定期間継続した場合に、周辺産業を含め、経営を継続できるような支援制度を整備すべき。

- 
- 資源管理の取組の過程において一時的な減収が発生することがあります。このため、計画的に資源管理などに取り組む漁業者を対象に減収を補填する漁業収入安定対策事業の予算を計上しています。
 - その他、あらかじめ定められた要件を満たす場合には、減船又は休漁を支援する事業があります。

3. 意見や論点に関する対応の方向

(4)ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について

①ステークホルダー会合での説明や資料は漁業関係者に理解が得られるようにわかりやすくして欲しい。



- 新たな資源評価や資源管理について皆様の理解を得るため、関係者の疑問や指摘を踏まえつつ、できるだけ平易な表現を用いたわかりやすい資料を作成し、説明してまいります。

3. 意見や論点に関する対応の方向

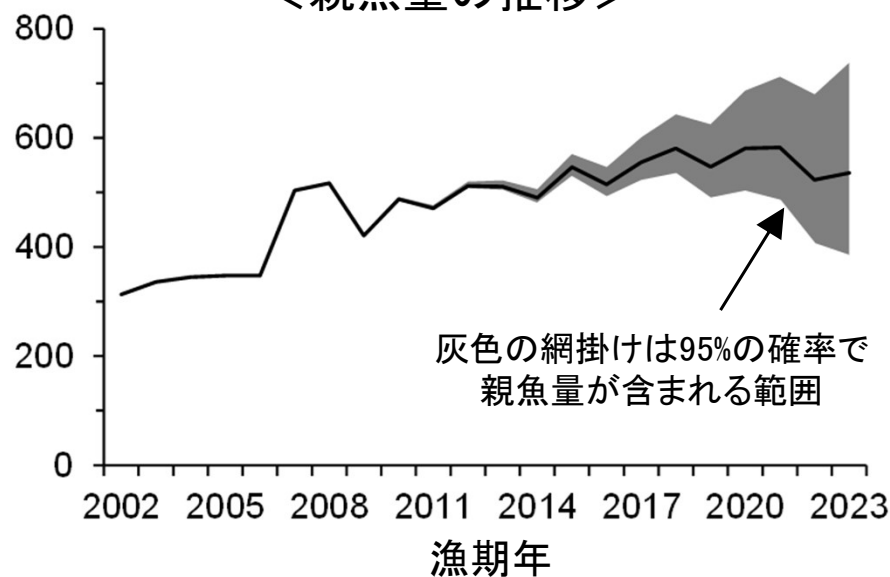
(4)ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について

②資源評価の精度、データセット、外国との交流、種苗放流の効果、遊漁への考慮等について説明して欲しい。

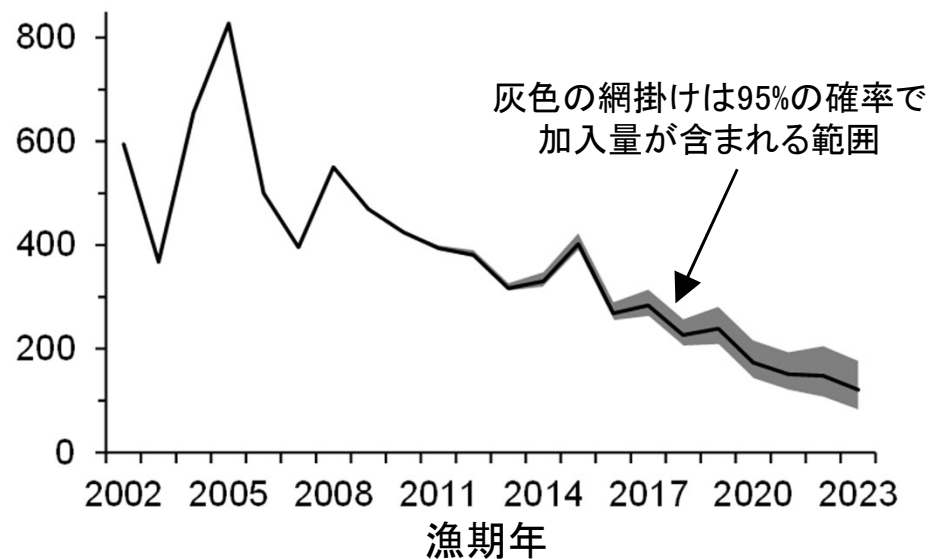
- 資源評価については、正解が不明なことから精度を評価することは困難ですが、参考のために親魚量と加入量が95%の確率で含まれる範囲を下図に示します。
- 本系群の資源評価においては、データとして、府県別漁業種別漁獲量、測定結果（体長、体重、年齢など）、とらふぐはえ縄漁業漁獲成績報告書、その他各漁業種に関する漁協取扱量、人工種苗放流尾数などのデータを使用しています。

（次ページへ続く）

＜親魚量の推移＞



＜加入量の推移＞



3. 意見や論点に関する対応の方向

(4)ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について

- 
- 外国との交流の実態については、現時点では把握できていません。
 - ただし、外国に存在する産卵場で産まれた個体についても、我が国の漁船によって漁獲された分については、資源量などの推定結果に反映（加算）されています。
 - 種苗放流の効果については、一つの基準として、加入量に占める放流魚由来の個体の割合である混入率について、スライド8ページ目に示しています。
 - 遊漁も考慮した資源量などを推定するためには、過去から現在に至るまでの遊漁採捕量や、遊漁で採集した個体の体長組成などに関する情報が必須となります。
 - そのため、これらの情報が準備されれば、それらを組み込んだ資源評価の実施を検討させていただきます。
 - なお、得られる推定結果の精度については、これらの情報の精度に大きく依存します。

3. 意見や論点に関する対応の方向

(4)ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について

③水産庁補助事業で設定したK P Iについて、漁獲量が削減された場合の取扱いを説明して欲しい。



- 漁獲量が削減された場合においても、事業目的の達成のため、補助事業毎に設定されたK P Iを達成する必要があります。

④TAC導入についてはスケジュールありきではなく、漁業者が納得できるよう複数回開催の上で慎重に進めるべき。



- ステークホルダー会合の回数は定めておりません。関係者のご理解を得ながら必要な回数実施していきます。

4. 現地説明会で出た意見について(1／10)

(1) 兵庫県

- ・ 瀬戸内海に関連するもので言えば、トラフグだけでなくヒラメやマダイも候補として挙げられていたかと思う。小底の皆さんが気にするところは、やはり混獲。

(2) 山口県

- ・ 瀬戸内海だけでなく、韓国側や朝鮮半島西部・東部にも産卵場があるのではないかと。だから大きいトラフグが深い所で獲れるようになったのではないかと。
- ・ 乗る人数も減っていて、1隻単位でいったら昔よりも獲れているのではないかと。獲れる・獲れないはタイミングもある。まだまだデータが足りないと思う。
- ・ 放流したものが卵を産んでいることもかなりあると思うから、放流を増やすことをより推進したほうが良いのではないかと。
- ・ 関門海峡でのひっかけ釣りを山口県は禁止にしているが、他の県は禁止していない。禁止すべきではないか。
- ・ オリンピック方式の場合、ひっかけ釣りの漁期は春先であるため、枠が残っていない可能性もあるのではないかと。
- ・ TACによって10年後に資源が増えても、はえ縄従事者がいなくなる可能性もあるなかで、水産庁はトラフグはえ縄漁業を残すための支援を考えているのか。
- ・ 伊勢・三河湾系群では年間200トン、300トン獲れていたが、近年は資源が減っている。魚体も小さくなっていて、今年は全て1kg以下があがっていたのに、同系群はなぜTACを導入しないのか。
- ・ 東京湾で遊漁船がたくさんフグを釣り、船長が捌いて持って帰らせると新聞に書かれていたが、そこはどう考えているのか。早く調査して全国的に管理をする方が良いと思う。
- ・ 当地区には4月、5月に設置する定置が5ヶ所あるが、定置に入ったトラフグを買って、再放流している。TACを導入しても漁業経営の安定に繋がらないと思う。
- ・ 相当努力している。たくさん投資してから漁を始めている。TACを導入する代わりにこういった支援をすると回答があれば安心して操業できる。状況はしっかりと伝えてほしい。

4. 現地説明会で出た意見について(2/10)

(2) 山口県(続き)

- 資源は減っていると言うが、獲れ高は変わっていないとの認識。外国で生まれているトラフグの再生産の状況も反映させるべきではないか。加入量と親魚量が食い違っていることについて、今後の調査の見通しはどのようなものか。
- 資源の再生産の芽を摘むような漁法を禁止してほしいといった点についても、各県の判断だけでなく、広域的な委員会指示等も検討してほしい。
- 厳しい資源管理をするなら支援が必要との意見があらゆる場で言われているが、具体的に示されておらず、漁業者も不安になっている。いつどのようなタイミングで示すのかをSH会合で示してほしい。
- 他系群と合わせて管理してほしい。
- 関門海峡でのひっかけ釣りについて、TACを進める前に、手遅れにならないよう早急に対応していただきたい。TACを入れるのであれば禁止して欲しい。
- 産卵場で獲られるのが一番良くないと思う。
- 親魚量を確保して、加入量を増やしていくとのことだが、MSYを満たして親魚量を確保しても、本当に資源量が増えるのか疑問がある。本当にTACで増えるのかがよく分からない。
- 漁業者は収入が減る可能性もあるので、あやふやな数字による資源評価では納得できないということも認識しておいてほしい。
- 漁師は直接的に収入が減るため、その部分は国が支援する等、トラフグの事情に合った支援を考えてほしい。
- TACを導入して身を切れば将来腹いっぱい獲れるようになるのか。確約がなければうんとは言えない。マグロも獲るのを非常に我慢したが、今腹いっぱい獲れるわけではない。前例で成功した魚種をあげてくれば納得しやすい。系群はあるが海は繋がっている。日東瀬系群だけが対象になっていることも納得できない。南風泊市場に獲りたい放題のところから大量に入ってきてしまう恐れもある。規制をするならすべてかけるべき。

4. 現地説明会で出た意見について(3／10)

(2) 山口県(続き)

- 新規参入ができる状況を作ってもらいたい。資源管理するなら、今獲れている太平洋側の東北などを先にするべき。たくさん獲っていたらなくなる。
- ブリとマグロは全国一斉のTAC管理なのに、トラフグは系群ごとなのが納得できない。
- 新規漁業者の夢や希望をなくす制限は納得できない。もう少し長く研究して、全国一斉で管理を開始してほしい。
- 沖では獲れている。
- 全体の解明がされていないのは太平洋も日東瀬系群も同じであり、その状況でTACをするのは不安という意見も受け止めて考えてほしい。
- TACをした時の支援をどうするのか、考えを資料の中に追加してほしい。
- 親が産卵場へ戻って来れない原因が水温が高まってきているからとのことだったが、資源量が減少傾向であるという分析としては、環境要因だけで、人為的にどうにもならないことであり、これが原因であるにも関わらず、これから獲り控えをしてとして資源が回復することに繋がるのかそもそも疑問である。
- 資源がどこも減少傾向なのは分かるが、近年では、水温の影響で瀬戸内海は激減していて、日本海は親がたくさんいて、それで一緒にされるのもどうかと思う。日本海側に比べると内海は産卵場も圧倒的に少ない上、環境要因によるものが大きいので、これから水温が下がるとも考えにくい。TAC管理するにしても瀬戸内海の事情も加味してもらわないと生活ができない。漁業者がいなくなってしまう。
- 外海は、いろいろなところに群れがいてそれを追いかけるように漁師が漁をするから安定しているのかなと思った。我々、ひとりで漁をするので、そこまで漁獲圧が大きいというわけではなく、外海の方が獲りすぎているのではないかと思っている。獲り方で言うならそこまで影響は与えないのではと思う。
- 他の県では、引っ掛け釣りという漁法が認められているが、瀬戸内海側で獲っていれば瀬戸内海側にカウントされることになる。内海入口付近で獲れたものまでカウントさせてしまうとそれだけで枠が厳しくなる。そういったいろいろな要素も加味して検討するべきではないか。

4. 現地説明会で出た意見について(4／10)

(2) 山口県(続き)

- TACを進めていくといった方向性は理解するが、このあとSH会合等の場で検討・議論している中で、方向性について漁業者と共通認識を持った段階でTAC導入として頂きたい。他の魚種でも漁業者の納得を得ないままステップ1に入ったということもあったので、何度も言うが、これから出てくる課題についても漁業者の理解と納得を得た上で、進めて頂くようお願いする。
- トラフグ以外だと10月～3月くらいにかけてシロサバフグ、1月～3月にナシフグが獲れる。現状、ナシフグは販売できないので、トラフグに依存している。一部の海域では、ナシフグが販売できないが、ナシフグが主流になれば、トラフグを獲り控えて、漁獲圧を下げることに繋がると思うので、国の方で何か対応をしていただけないか。
- 漁法によって、漁獲量は大きく違ってくると思うが、同じルールの基、規制されてしまうと非常に困る。我々は、針なので、網に比べると獲れる量は多くない。そういったことも加味してほしい。
- 東北のほうは、資源量は減っていない可能性もあるということだが、そこも明らかにしなければ、こちらでも減っていると断言できないのではないかと。資源量はそこまで減っていないイメージなので、数量規制までやる必要はないのではないかと。
- 当県では、0歳魚を獲らないという体長制限を調整規則で決めているが、他県ではそういったことはしていないだろう。今後、そういった規制がどういった効果があるのか、或いは、規制内容を見直す必要があるのか検討する必要があると思う。
- 資源評価をしていく中で、それぞれ報告いただいた漁獲量をもとに資源量や親魚量、加入量を推定していくことは理解した。ただ、やはり漁法による漁獲量を正確に示してもらわないと各場所、漁業のやり方が異なるので、規制条件を一律にされてしまうと圧倒的に不公平なので、まずは、漁法別の漁獲量をしっかり把握してもらいたい。また、カタクチイワシでも話が合ったと思うが、ステップ1に入らなくても漁獲量はいくらでも出せる。資源評価したあとにTACにどういった形で移行するのか検討されると思うが、その中で、トラフグを獲る漁法の違いや漁獲量を出せない地域等、十分把握した上で、SH会合に臨んで頂き、各地区の事情も聞いていただきたいと思う。

4. 現地説明会で出た意見について(5／10)

(2) 山口県(続き)

- 遊漁と漁業は切り離して考えて頂く必要がある。漁業者が漁獲量をしっかり報告して遊漁は報告しないとはならないと思うので、資源評価を正確にしてもらうためにもしっかり指導して頂きたい。漁業者が規制されて遊漁が獲り放題ではおかしい。
- 他の漁法や魚種に転換もできないので、そういった規制をされるのであれば、組合員が困らないように支援策をしっかりと考えてほしい。また、何度も言うが、漁法の観点からも考慮してもらいたい。
- 同じルールのもと数量規制されたら、我々は生活できない。他は違うと思うが、漁師はやめるしかない。そういった感覚の違いは考慮してほしい。

(3) 福岡県

- 福岡県としては資源管理に賛成しており、全国的に賛成の方向に持っていくことが水産庁の仕事である。
- 獲り控えすれば資源量が増えるのは分かるが、親魚がいるのに産卵しない理由が分かりにくい。今の出漁日数からマイナス4日獲り控えしろというのは理解できるが、努力しても実際の効果があるのか不安がある。
- 令和5年に東京で管理手法検討部会を開き、それから2年が経過した。水産庁としていつ頃TACに踏み切るかを聞きたい。おおよそでいいから、いつ頃TAC化するつもりでいるのか目安を説明してほしい。
- 少なくとも福岡県の延縄漁業者は10年間資源管理を一生懸命に取り組んできた。今までの努力をどのように評価してくれるのか。TAC管理は今までやってきたことを国が管理してくれるため、福岡県の漁業者はトラフグ延縄を残すためにもTAC管理に移行しようとなった。こういった話も水産庁でしっかり頭に入れて進めてほしい。
- このまま資源が減り続けると、トラフグはTAC管理の魚種にならないのではないか。今年は山口県も漁獲が減っており、調べたところでは、長崎県の延縄でも相当漁獲が落ちている。そういったことも踏まえて、なるべく早く結論を出してもらいたい。

4. 現地説明会が出た意見について(6／10)

(3)福岡県(続き)

- 国で方向性を打ち出して安定確保を目指すなら、それに伴う漁業者の獲り控えについてこういった支援策をするから安心してほしい等、明確に示してほしい。
- トラフグは2～3月だけが漁期だが、積みプラは1年を通した収入で判断されてしまう。これだけでは不十分だからみんな不安に感じており、思い切った対策をお願いしたい。
- 漁獲量は少ないかもしれないが、トラフグは我々にとって非常に大事な資源。水産庁の資源管理には他資源と熱量に差があると感じる。法律が改正され、いずれはこういった魚種もTACの方向に進むと思っている。マダイも反対が多かったが、法律が改正されたからしょうがないと思った部分もあった。水産庁が強力なリーダーシップを発揮して、TAC導入を進めてほしい。微々たる資源だという捉え方はしないで、重要な資源だとして進めてほしい。

(4)佐賀県

- トラフグは全く獲れていない。黄海から有明海まで操業実績があるが、経験上、トラフグは水温が上昇すると獲れないので、トラフグを放流しても育たない環境になっているのではないか。去年、石川県の七尾を訪問した際には、トラフグが多く水揚げされていた。水温上昇の影響で、生息域が変わっているのではないか。
- 漁獲枠の配分は、過去3年平均が根拠となると思うが、「漁獲実績がないため漁獲枠の配分がなく操業できないというのは避けて欲しい」という意見がある。更に長期間遡った漁獲実績を配分の根拠とすることは可能か。
- トラフグの資源管理について、TAC導入前のステップとして広調委指示の範囲を広げるという方法もあり得るということか。

4. 現地説明会で出た意見について(7/10)

(5) 長崎県

- 水温が上がって生産が上がらない中で、どのようにして沿岸漁業と沖合漁業が漁獲高を上げるかの方向性を水産庁には考えてほしい。
- 漁業者は法律で縛られているが、遊漁は委員会指示しかない。漁業・遊漁・養殖業が共存・共栄できるように法律に書いてほしい。
- 遊漁者は会社の所長ばかりで遊びでやっているが、漁業者は生活がかかっており、漁民が減っていることも考えて進めてほしい。
- 再生産のサイクルについて、もう少し踏み込んで説明をしてほしい。フグは専用の漁具を使うため、フグの漁獲を目的として操業している。努力量についてどこまで求めるべきなのか、漁業者の平均年齢を考えると漁獲圧も今後減少していくと思うので、 β を厳しくするより種苗放流にもっと力を入れるべきなのかを考えてほしい。
- マイワシの発生は40年の経験がある私がギリギリ経験している。マイワシが増えたことにより、カタクチが減っている状況。兵庫県はシラス漁ができなくなったとか。マイワシが増加したときにフグが近くにいるといった状況があった時代もあったため、資源評価では考慮していないとの回答で終わるのではなく、漁業者に管理を理解してもらうためにももっと考慮してほしい。
- 素人考えではあるが、産卵前の親魚を強制的に産卵場に放流するといったことはできないのか。
- 説明の際に、アジ・サバ・イワシと同じような説明では不十分であり、現場の理解を得たいのであれば、漁業者にわかるように工夫するべきだと思う。繰り返すが、 β 0.7に対しては疑義を持っている。
- 水産庁にお願いしたいこととして、何の魚種がTACになろうと、漁業者が漁業法での管理下に置かれるということになると思う。その事実と、規制内容を漁業者に細かく周知してもらいたい。また、TAC管理が始まった後、漁業法に抵触した場合、刑事罰が科されるが、遊漁者にはそれが無い。遊漁者も同じ海で商売している以上、遊漁者も同じ管理の中に含めてもらいたい。SH会合での回答を期待する。

4. 現地説明会で出た意見について(8／10)

(5) 長崎県(続き)

- 管理を行う場合、遊漁者もPBもあわせて管理してほしい。委員会指示では効果が無い。漁業者は漁業法違反時に罰金、禁固、追徴がある。クロマグロ遊漁は6月5日に採捕禁止になっているが、獲っても何も罰がない。漁業者は(TAC上限を超えて)獲れば罰がある。漁業者は漁協や市場で管理されるが、遊漁者は自己申告のみ。遊漁者は釣れた魚をブロック加工して飲食店や水産会社と契約している。水産庁はどう対応すべきか考えてもらいたい。
- TACに反対しているわけではないが、魚価の安定を求めている。その分の補償もしてほしい。漁業者は積み立てしている。漁獲が減った分の差額を水産庁が払えばよい。低価格で魚を売っている企業に対して販売価格の引き上げを提案しても取り合ってもらえない。むしろ企業の方から補助金を要求してくるだろう。そうすると漁業者への補助金が減る。補助金のバラマキよりも補助金を沿岸・沖合漁業が成り立つように使ってほしい。TAC制度はなぜ養殖業者にはないのかということも言いたい。水産庁は沖合漁業、養殖漁業だけでタンパク源の確保を行うつもりなのか。沿岸漁業はどうでもよいのか。水産庁はテーマを広く持って、漁業者のことも考えてやってほしい。
- 漁業者の収入に直接影響するから、それなりの補償がないと漁業者は納得しない。管理をしないといけない状況であることは、漁業者もしっかり分かっているが、生活のために魚を獲っており、漁業者が納得する形にしないとTACは無理だと思う。
- 系群ごとの管理は理解しているが、長崎県は数十年前から資源回復の取組を行ってきた。系群外の資源はまだ調査が足りないとのことだが、系群外で獲れたものが南風泊魚市に流通してきて、九州の漁業者の魚価が下がるといったこともある。系群外の資源の管理についても、漁業者が納得できる説明をお願いしたい。

4. 現地説明会が出た意見について(9／10)

(5) 長崎県(続き)

- 低加入が続く前提で、漁獲量を減らさないとずっと悲観的な状況になると理解した。直近漁獲量との落差がかなり大きくなるため、どう緩和して安定的な漁獲に繋げるかの議論はもっと踏み込む必要があるかと思った。
- 混入率が非常に高い資源だと思うが、留保枠はどのような方向性で考えているのか。また、漁獲量を131トンから87トンにすることに衝撃を受けたが、クロマグロのような厳しい管理にならないようにしてほしい。
- 長崎県は3、4月で漁獲が多いため、後半融通がしにくくなる可能性もあるかと懸念している。持ち帰って改めて要望する。
- 産卵場にいかないのであれば、漁獲圧を減らしても低加入が続くのではないかと思った。それよりは種苗放流が大事かと思った。

(6) 熊本県

- 将来予測について10年後まで想定しているが、フグ単価の低下、燃油単価の高騰などの理由から、10年後は漁師が減っていると思う。
- TAC配分について、0歳魚を捕らないようにしているため、年齢別・サイズ別で漁獲枠が配分される場合に不利となる。
- 種苗放流予算を多く確保した県が、多く配分を受けることにならないように、検討をお願いしたい。
- 熊本県は4月が漁期であるため、TAC初期配分が4月からスタートした場合、配分後数週間で漁期が終了することになる。他県はまだ漁期前のため、枠の融通を受けにくくなるかと思う。TAC管理期間についてその点を配慮してもらいたい。

4. 現地説明会で出た意見について(10/10)

(7) 大分県

- できれば、国として大規模な放流をお願いしたい。
- 県として栽培関係事業を実施しているが、全体として規模が縮小している実態がある。そのため、違う仕組みを考えないと今後の放流事業の予算はじり貧になる一方かと考える。この機会に国の方で、大規模な予算を確保して頂けると助かる。
- 市場外流通の把握方法が確立されていないので、本来の漁獲量がわかりにくいのではないかな。
- 遊漁者への周知はどうやって行っていくのか。協力しない場合はどうするのか。
- TAC配分は基本的に過去の漁獲実績に応じて配分されるため、自主的な漁獲規制に積極的に取り組んだ地区は不利になる可能性がある。TAC配分当初は均等に配分し、それから各地の漁獲実績に応じて調整してはどうか。
- 数量配分においては、各地の漁法やとれる時期、サイズに十分配慮し、公平な配分となるようお願いしたい。
- 資源の増加や突発的な来遊に対応できるように、十分な留保枠を用意してほしい。
- 広域に回遊する資源であるため、関係都道府県が足並みをそろえた取り組みが必要。
- 高水温により産卵回遊が阻害されているのであれば、春先の大型親魚を買い取り産卵海域に移送・放流するなど、再生産効率改善につながるような調査研究を水産研究・教育機構を中心に進めてほしい。
- 漁業者によっては時期により漁法を変え、良く獲れているものや単価の高いものを狙って操業している。トラフグ以外の魚種が好調な場合には漁獲制限は問題なく実施可能と思われるが、トラフグ以外の魚種が不漁の際にはトラフグへの依存度は高まっていくため、漁獲制限は難しいと感じている。